



法 令

最近内務省に於ける路政關係行政處分例

K S 生

内務省告示第百十號

道路法第二十條第二項ノ規定ニ依リ本大臣ニ於テ新設又ハ改築ヲ
爲シタル國道ニシテ工事ノ終了シタルモノ左ノ如シ

昭和十六年四月七日

内務大臣男爵 平沼騏一郎

工事終了ノ期日

路線名 間
四 號 自岩手縣稗貫郡八幡村 昭和十六年四月七日

至同 縣同郡石鳥谷町

五 號 福島縣信夫郡清水村地内

土地收用事業認定ニシテ官報ニ公告セラレタルモノ左ノ如シ

起業地 事業種別 起業地名 年月日

神奈川縣 横須賀市長 道路改築 公卿町 地内 四、七

青森縣

田名部運輸軌道 運輸營業廢止許可

田名部運輸軌道株式會社申請に係る該社に就ては國有大湊線田
名部驛と田名部町中心とは四秆以上も隔たり永時翹望の交通機關
が如斯狀態にては殆ど畫餅に等しく町民の失望此の上もなく之が
對策として有志相計り、馬車軌道敷設に依り、此間の不便を補ふ
べく大正十年八月許可を得同年十二月大湊線開通と同時に運輸營
業開始を爲し以來十有八年經營に當り、漸く最近に到り業績向上
の傾向にありしものなり然るに客年十二月國有大湊線開通し、該
社の生命とせる軌道終點即ち田名部町中心に本田名部驛を設置せ
られたる爲客貨の轉嫁著しく致命的打撃を蒙り到底營業繼續し能

はざるに付運輸營業廢止せむとするの件は事情已むを得ざるを以て二月十八日監第三一〇號を以て内務鐵道兩大臣より許可ありたり。

四月八日監第一、〇五四號を以て内務鐵道兩大臣より認可ありたり。

記

秋田縣

秋田電車株式會社

秋田市

新大工町土崎間軌道讓渡許可

秋田電車株式會社秋田市申請に係る軌道讓渡に關して、秋田市
内の交通機關を見るに、都市發展の根幹を爲す交通機關は僅かに

民營事業として放置しありて市民の便益と本市發展上眞に遺憾の

點多く交通機關の市有市營は市民多年要望する處にして、本市の
重要懸案とする處なりしに今や市、地域擴張と產業之發展とに伴
ひ之が實現の要切なるものあり、仍て茲は本市は市内交通機關た
る秋田電車株式會社所有に係る軌道並は乗合自動車の兩事業を譲
受け交通機關を整備擴充し、市民の福利増進を圖り、本市將來の
發展に資すると共に交通機關本來の使命達成に邁進せむとするの
件は、讓渡區間、秋田市新大工町十番地より南秋田郡土崎港上酒

田町十番地に至る五糸五讓渡價格三三〇、〇〇〇圓となし三月二
十九日監第一、三六四號を以て内務鐵道兩大臣より許可ありたり。

千葉縣

京成電氣軌道 軌道工事方法變更認可

京成電氣軌道株式會社申請に係る幕張停留場一部變更に依り構

内色燈三位式自動閉塞信號機を左記の通り變更せんとするの件は

番號	舊位置	新位置
一八四號	八糸二四七、八七	八糸二五六、四
一八五號	八糸四四九、〇四	八糸三六〇、〇

東京府

東機電鐵 惠比壽驛前停留場特別設計許可

東京橫濱電鐵株式會社申請に係る昭和十三年十月十四日監第八
〇八四號許可東京橫濱電鐵株式會社軌道を東京市が受託目下營業
實施中の中目黒線中惠比壽驛前停留場は一般交通の安全を圖る爲
位置を變更せむとするものなるが本位置變更停留場勾配は軌道建
設規程第十六條難依に付特別設計と然し、三月三日監第六〇〇號
を以て内務鐵道兩大臣より許可ありたり。

京王電氣軌道 電動客車設計變更認可

京王電氣軌道株式會社申請に係る昭和十五年四月十二日監第一
〇〇〇號設計認可ボギー電動客車十輛中央兩側入口及前後出入口
を氣動戸閉裝置に設計變更(工費二三、〇〇〇圓手元資金支出)せ
むとするの件は二月二十七日監第六二一號を以て内務鐵道兩大臣
より認可ありたり。

東京市營 倉留場位置變更並特別設計認可

東京市申請に係る既設妙見前停留場は都市計畫道路との交叉關係上一般交通の安全を圖る爲位置を變更せんとするものにして尙右停留場位置は軌道建設規程第十六條に難依に付（從斷勾配千分の三三）同第三十五條に依り特別設計せんとするの件四月八日監第一、二六八號を以て内務、鐵道兩大臣より認可ありたり。

東京市營 春日町三丁目小石川柳町間電燈工事方法變更認可

東京市申請に係る春日町三丁目、小石川柳町間の道路擴築せらるゝを以て之に支障となる鐵柱を移設せんとするものなり、而して移設鐵柱の一部を混凝土柱となし東京電燈株式會社と共にせむとするの件は工事方法は既認可のものと同様のものとなし、四月八日監第一七一號を以て内務鐵道兩大臣より認可ありたり。

東京市電 青山墓地裏附近線路及工事方法變更認可

東京市申請に係る青山墓地裏附近線路及工事方法變更認可に於ける處に昭和十三年二月二十二日附監第九二四號並昭和十四年十二月十三日附監第三三七二四號を以て認可に係る青山一丁目、青山墓地裏（元三聯隊裏）間線路並軌道工事方法變更の件は右區間の工事に引續墓地裏以南霞町寄線路に對しても都市計畫事業の進捗に伴ひ順次同様の認可申請を提出する計畫の下に進められたる處にして徒づ前記墓地裏既認可終點に於ける新舊線路の取合に就ては其際考慮の必要なかりし處其後都市計畫事業は前記既認可部分の道路工事を以て一應中止せらるゝに至れり、依つて軌道工事も亦墓地裏以南霞町寄線路の工事は當分施行の見

込なきを以て此際同地點に於ける新舊線路の取合を施行し以て既認可部分工事の完結を圖らむとす、尙右工事と共に前記既認可部分の電氣工事に就て現状の狀態に基き其の一部を變更せんとするの件は四月八日監第二〇五一號一を以て内務鐵道兩大臣より認可ありたり。

東京横濱電鐵 衛田川橋梁設計變更認可

東京横濱電鐵株式會社申請に係る町田川橋梁は客年六月二十九日の災害復舊及同災害の經驗に鑑み再度の被害防止の爲工費八、八五六圓を以て橋梁の設計變更並に之に伴ふ其の附近線路の設計變更及工事方法書記事項の一部を變更せんとするの件は四月八日監第一、二六三號を以て内務、鐵道兩大臣より認可ありたり。

王子電氣軌道 工事方法變更認可

王子電氣軌道株式會社申請に係る昭和十五年八月二十一日監第七一四號監査通牒第一三項乃至第一項に該當し自白停停留場廢止並構梁溝橋廢止せんとするの件は四月八日監第一、二八三號を以て内務、鐵道兩大臣より認可ありたり。

東京市電 軌道假設物使用期限延長認可

東京市申請に係る昭和十五年六月二十四日監第一、六五七號認可田村町二丁目地先軌道假設物使用期限は昭和十五年十二月三十一定の處道路の鋪裝復舊遲延の爲更に昭和十八年六月三十日迄延

期せんとするの件は四月八日監第一、四八一號を以て内務、鐵道兩

大臣より認可ありたり。

東京府

東京市電 軌道設置物使用期限ノ延長認可

東京市申請に係る昭和十五年六月二十四日監第一、六五五號認可田村町二丁目新橋二丁目間軌道設置物使用期限は昭和十五年十二月末迄の處道路鋪装復舊遲延の爲之を更に昭和十八年六月三十日迄延期せんとする件は四月八日監第一、二九一號を以て内務、鐵道兩大臣より認可ありたり。

京成電氣軌道

柴又京成金町間工事方法變更認可及軌道運轉信號保安規程例外取扱許可

京成電氣軌道株式會社申請に係る柴又停留場は從來第二種電氣

聯動裝置を設備しあるも柴又、京成金町間に單線自動閉塞信號裝置新設に伴ひ第二種繼電聯動裝置に變更し保安度向上と共に常時

は自動制御となして人件費の節約をなさむとす、京成金町停留場は在來保安設備なかりしも、第二種繼電聯動裝置を新設せむとす、信號機は色燈式にして二位式及三位式とす、二位式の現示方法は橙黃色及赤色を用ふ、轉轍器は柴又停留場に於て發條轉轍器を用ひ、其他は電氣鎖錠器附轉轍挺子により操縱する様なきむとする。の件は二月十三日監第三九六號を以て内務鐵道兩大臣より、工事方法變更の件認可し、軌道運轉信號保安規程例外取扱の件許可あ

りたり。

京王電氣軌道 制御車輛使用認可

京王電氣軌道株式會社申請に係る舞に認可せるボギー並電動客車台輪の車體、臺車、制動及戸閉兩裝置等の完成期間は昭和十五年十二月末迄の處電動機聚電裝置及制御裝置等は部分品(メーカー)の製造行程の關係上完成期日は、昭和十六年六月末日となり六ヶ月遲延の爲主幹制御器、制御開閉器等其他制御車として完備せしむるに必要な機器のみ早急に納入せしめ制動裝置其他一般設備を完備し制御車として完成の上、前記期間中既認可の四個電動機裝備の車輛に連結使用し以て輸送緩和を圖らむとするものなり本件は三月二十四日監第九五八號を以て内務鐵道兩大臣より認可ありたり。

神奈川縣

京濱電氣鐵道 京濱川崎停留場設置變更認可

京濱電氣鐵道株式會社申請に係る、本線品川起點二糸七九二京濱川崎停留場は乗降客の便宜を圖る爲工費一八、〇〇〇圓(借入に依り支辨)を以て上り乗降場改造を致し尙之に伴ひ閉塞信號機の位置を變更せんとする件は四月八日監第八二六號を以て内務鐵道兩大臣位置を變更より認可ありたり。

靜岡縣

靜岡電氣鐵道 線使用期限延期認可

靜岡電氣鐵道株式會社申請に係る昭和四年五月二十四日付監第

一五五五號を以て興津線一秆六四九米五八より、同起點一秆八四二米五〇迄假軌道敷設の件認可し、昭和九年九月十九日付監第二、

七號を以て内務、鐵道兩大臣より許可ありたり。

八三三號を以て昭和十二年五月二十三日迄使用認可し之を同月二十日付を以て、昭和十五年五月二十三日迄使用期限延期願別途詮議中なるが該區間は國道改修の計畫にて測量設計も進行し一兩年中には右改修工事も完了するものなるが、此の期に際し、本工事に適合する設計を爲すと共に工事施行期限を昭和十六年五月二十三日迄延期願提出せるも更に昭和十七年五月二十三日迄延期せむとするの件は二月十三日付監第四九號を以て内務、鐵道兩大臣より認可ありたり。

靜岡電氣鐵道 同江尻新道起點一秆六四九米五八 上二秆八四二米五〇 間軌道工

事施行申請期限延期許可

静岡電氣鐵道株式會社申請に係る興津線一部起點一秆六四九米

五八より同二秆八四二米五〇迄假軌道敷設の件昭和四年五月二十七日付監第一五五號を以て認可し同年七月二十四日運輸營業開始

せし處右假軌道は建設規定第八條に依り車體外三、六四米以上に擴築數段すべきものを減少なる部分に對し二、七三米に擴築せる

ものにして本工事の施行認可申請期限昭和十一年五月二十一日迄

なりしが同年同月二十二日付監第四一九二號を以て昭和十四年五月二十三日迄再延期の件別途認可せるも本件に關しても昭和十六

五月二十三日迄再延期を爲きむとするの件は二月十三日付監第四十

名古屋市電 假軌道敷設工事認可

名古屋市申請に係る昭和十五年十一月二十四日付監第三九四九號を以て認可の市民病院前新端間假設工事は軌道關係工事竣功せる

も、之に附帶する道路工事の一部たる水道局施行中の開渠埋立工事のみ動力線の引込及材料の入手困難の爲め豫想外の遲延を來し軌道と同時に竣工不可能と成り、既認可の車體外有效幅員は該埋立工事竣工迄取り難き状態となりたり、然れ共本路線は市中重要

路線にして交通難緩和の爲其の開業一日も忽になすを得ず、因つて埋立工事完成迄本假設物の使用期限を延期するものとし（昭和十六年八月三十一日迄）、三月五日付監第九二六號を以て内務、鐵道兩大臣より認可ありたり。

愛知縣

名古屋市電 軌道工事方法變更認可

名古屋市申請に係る昭和八年八月二十七日付監第二、二五、九號認可案

地線一部工事方法變更の件は丁型三十吋軌條の入手困難となり、

新に高丁型四十五吋軌條の購入可能と成りたる爲之が工事方法變更を爲さんとするの件は二月十八日付監第三九三號を以て内務、鐵道兩大臣より認可ありたり。

名古屋市電 西稻永新田 間軌道工事施行及工事方法變更認可

名古屋市申請に係る昭和十五年十一月八日監第三一七九號を以て特許せる同市稻永新田地内に軌道敷設の件は該區間は市内唯一残存工場地帶にして、其の發展は最近殊に顯著なるも未だ交通機關は完備せず加ふるに愛知時計電機株式會社に於て〇〇の支援のもとに鴨浦庄内川河口に沿ひ約十二萬坪の敷番を造成し、飛行機製作工場を新設することとなり、尙都市計畫第一號公園三萬三千坪も前記工場と共に完成せむとする状態なり、依つて之れに工員及其他一般產業關係要員の輸送を考慮する時は本申請の軌道敷設を見ずして所期の目的達成は困難にして、之が敷設を忽になす時は軍需上及生産擴充上一大躍進を來す惧れあり斯るが故に〇〇側の要望も考慮し愛知時計電機株式會社に於ても軌道敷設工事費の全額を負擔し且沿線の地主も道路敷を寄附し以て本路線の完成を一日も速かならんものとせるものなり、尙之が工事施行と共に取合の爲め築地線の一部工事方法變更を爲さんとするものなるが別段支障なきものと認め三月十日監第一〇〇一號を以て内務、鐵道兩大臣より軌道工事施行並工事方法變更の件認可ありたり、尙工事施行着手期限は昭和十六年六月十日迄に着手し、昭和十七年一月十日迄に竣工すべきものとす。

愛知縣

三河鐵道 鐵道並軌道營業證書記載事項及元利支拂豫算

變更認可

法
令

第三、第四、第五、第六の各順位の抵當權を設定し、日本興業銀行より借入たる金二、九二四、〇〇〇圓、金五〇〇、〇〇〇圓、五〇〇、〇〇〇圓、金二六〇、〇〇〇圓、金二四〇、〇〇〇圓、金五〇〇、〇〇〇圓の辨済期限並利率を契約に依り變更し、同時に元利支拂豫算を變更せむとする件は二月二十二日監第三六一號、監第三六二號、監第三六三號、監第三六四號、監第三六五號、監第三六六號を以て夫々、内務鐵道兩大臣より認可ありたり。

（三重縣）

中勢鐵道 併用軌道を新設軌道に變更認可

中勢鐵道株式會社申請に係る府縣道津名張線道路改修に伴ひ左記區間を新設軌道に變更し以て列車運轉の圓滑を圖ると共に事故防止を爲さんとするの件は四月八日監第九八三號を以て内務、鐵道兩大臣より認可ありたり。

記

殘存併用軌道敷を新設軌道に變更せんとする區間

道路類 併用軌道延長 始點地名地番及 終點ノ地番及起點ノ
ヨリノ杆程 ノ杆程

府縣道	一八九米 八八	津市大字垂水二、安濃郡神戸村大字垂水二
	（若田橋起點三杆	（若田橋起點三杆二〇七、五二〇）
	六〇九米二	（若田橋起點三杆二〇七、四〇〇）

同
一九七米 九〇 半濃郡神戸村大字津市大字垂水二、五九
（岩田三二四九ノ二二ノ二）
計 三八七、七八 二九九、七三〇 七六三〇

りたり。

大阪市申請に係る天満橋善源寺線 偕行社前分歧點保安装置設置並二軌道運轉信號保安規程例外取扱認可

京都府
京都電燈隧道 嵐山線工事方法變更認可

京都電燈隧道

嵐山線工事方法變更認可

京都電燈株式會社申請に係る昭和十四年六月二十三日監第一九四九號を以て認可済の嵐山電氣軌道電車線路の方式を架空單線式に統一の件は一部工事着手の處該工事區間の内併用軌道の軌條接続方法は新設軌道箇所と同様「アングルプレイト」「ボールト」締めなり就ては今般併用軌道區間の歸線工事施行に際し、將來軌道及「ボンド」の保守を簡易ならしめ且車輌に對する振動を緩和する爲右區間の軌條接續方法を「テルミット」熔接に改良し併て補助線の施設は之を止め、電車線の區割をも一部變更せむとするの件は二月二十七日監第五七五號を以て内務、鐵道兩大臣より認可ありたり。

大阪府

大阪市營 電氣工事方法變更認可

大阪市申請に係る天神橋筋六丁目附近道路改築に伴ひ交通上支障を來す電車柱を撤去し支持物として京阪電氣鐵道株式會社天六事務所（京阪ビル）建物壁面に電車線吊金物を取付けんとするの件は四月八日監第一、〇五三號を以て内務、鐵道兩大臣より認可あ

轉轍器轉換裝置を設置し、交通整理信號機と聯動せしめ信號の現示法式は軌道運轉信號保安規程例外取扱となさんとするの件は四月八日監第一二六七號を以て内務、鐵道兩大臣より認可ありたり。

大阪市營 境川外二交叉點保安裝置變更認可

大阪市申請に係る境川、上本町二丁目櫻橋各交叉點に於ける設信號制御器を新信號制御器と取扱を爲し、之に伴ひ信號轉轍聯動裝置制御方法を變更（工事費二、四〇〇圓營業利益金支出）せむとするの件二月二十一日監第五七四號を以て内務鐵道兩大臣より認可ありたり。

大阪市營 停留場特別設計許可

大阪市申請に係る霞町、玉造線の天王寺公園南口停留場を約十米東方に變更せんとするものなるが、右は同地點に、地下横斷道路の新設に伴ひ、乗客の利便を計らんとするものなるも同地點は軌道勾配千分の二十七にして軌道建設規程第十六條第二項に抵觸するも他に適當なる位置無く已むを得ざるを以て同規程第三十五條第二項に依り特別設計と爲し二月二十七日監第五六六號を以て内務鐵道兩大臣より許可ありたり。

大阪府

京阪電氣鐵道 電動客車設計變更認可

京阪電氣鐵道株式會社申請に係る、京阪線に於ては近時沿線に軍需工場の新設又は擴張せらるゝもの相次ぎ、乗客數の增加特に著しく、現有車輛數並に車輛編成を以てしては旅客輸送にし運送の圓滑を缺く狀態なり依て應急的緩和策として總括式制御器十輛の在庫品を有效に使用し單車運轉車輛一〇〇型拾輪を連結運轉車輛に改造せむとするの件は四月一日監第一、一一八號を以て内務

兵庫縣
神戸市營 軌道電氣工事方法變更認可
神戸市申請に係る神戸市電氣軌道第二期第一號線中神戸市兵庫區上澤通一丁目二、三、四合併番地々先に在る既設電車線側柱は目下工事中なる同市都市計畫事業夢野線の路上に當り同箇所の神有電氣鐵道湊川驛前廣場にして交通上支障あるに依り撤去し同電鐵湊川驛々造物の側壁に引上金具を取付け電車線を支持せんとするの件は四月八日監第一、二六五號を以て内務、鐵道兩大臣より認可ありたり。

奈良縣

大阪電氣軌道 生駒停留場假設物使用期限延期認可

大阪電氣軌道株式會社申請に係る奈良本線生駒驛構内假貨物側

線使用は昭和十三年八月三十一日附監第七一九一號を以て昭和十五年六月四日迄使用期限延長中の處、本側線は生駒山上遊園設備用材料運搬の便宜の爲假設したものなるも同設備は年々擴張せられ又朝日新聞社の青少年鍛鍊道場野外炊事場及グライダーコース其他諸設備の運搬材料相當あるを以て當分の間存續せんとするの件は右假設物の使用期限を昭和十六年六月四日迄延期するものとし、

三月四日監第六五二號を以て内務、鐵道兩大臣より認可ありたり。

福岡縣

九州鐵道 大牟田電氣軌道 會社合併認可

九州鐵道株式會社、大牟田電氣軌道株式會社申請に係る兩會社の合併に關しては、大牟田電氣軌道株式會社の經營する軌道並に自動車路線は九州鐵道株式會社の經營する鐵道並に自動車路線と相互に連絡せる地理的立場にあるを以て兩社は交通調製の重要性に鑑み一層之が圓滑なる運輸事業を徹底せしむる爲め會社合併をせむとするものなり、尙合併後の解散會社たる大牟田電氣軌道株式會社壹株（金五拾圓拂込済）に對し合併後存續會社たる九州鐵道株式會社壹株（金五拾圓拂込済）を割當交附するものなり、依て九州鐵道株式會社は合併に因り、資本金八拾萬圓を増加し其増加資本に對し株式壹萬六千株を發行し、合併後資本の總額九百六十萬圓株式の總數十九萬二千八百株となる次第なり、右合併に就て臨時資金調整法施行令第五條第二項に依り、大藏商工兩省に

協議せし處適宜の措置として異存なき旨回答有りたるを以て二月二十八日監第八七四號を以て、内務鐵道兩大臣より認可ありたり。

九州電氣軌道 電氣工事方法變更認可

九州電氣軌道株式會社申請に係る同社新戸畠市幸町停留場内に於ける電氣信號裝置に於て、既認可の個別開閉器式は取扱不便に付コントローラー式信號器（方向操縱器使用）に變更せむとするものなり。右變更是操作簡單にして安全なること及び材料の節約なること等の理由に依るものにして適當と認むるを以て三月四日監第六六八號を以て内務鐵道兩大臣より認可ありたり。

九州鐵道 電動客車設計變更の上甘木福島間に使用認可

九州鐵道株式會社申請に係る二日市大宰府間鐵道に使用中の四輪電動客車（四十七人乘）は元來甘木福島間軌道に使用のものを昭和十二年十二月廿二日附監第七九八四號を以て認可改造の上、前記區間に就役せしめ居りし處、最近輸送量著しく増加し大型（一〇〇人乘）車輛に非ざれば輸送困難となり一方軌道に於ても輸送量激増し車輛の不足を告げつゝある現狀なるを以て本車輛は再び改造の上甘木福島間軌道に使用し、兩者共輸送緩和を計らむとする件は四月八日監第一、二六六號を以て内務鐵道兩大臣より認可ありたり。

◎土木地方債認可概要

	許可月	額	種別	目的	金額
五 兵庫縣赤穂郡赤穂町	上水道布設費	三〇一、三〇〇			
六 徳島縣美馬郡岩倉村	中岩倉普通水利組合	旱害急對策事業費	二六、九〇〇		
七 岡山縣久米郡佐良山村	旱害恒久對策（溜池新設）事業費	二、五〇〇			
八 山口縣厚東川利水事業費		六〇、〇〇〇			
九 新潟縣昭和十五年雪害復舊費		八、〇〇〇			
十 青森縣橋梁架換費		一五、一〇〇			
十一 熊本縣國道改良工事費負擔金		四〇、〇〇〇			
十二 岐阜縣昭和十五年災害應急復舊費		三一、〇〇〇			
十三 福井縣道路橋梁費並雪害防除道路費		四五〇、〇〇〇			
十四 奈良縣用水改良事業		四〇、〇〇〇			
十五 東尾市縣昭和十五年災害應急復舊費		三一、〇〇〇			
十六 京都市縣道鋪裝費寄附金		三〇、〇〇〇			
十七 神戶市配水施設擴張費		三〇、〇〇〇			
十八 福岡市道路改良費		二七、六〇〇			
十九 重慶縣伊曾島村縣道鋪裝費		二二、〇〇〇			
二十 南部普通水利組合	水害復興土木納付費	五七、六〇〇			
二十一 德島縣美馬郡重清村	旱害防止農業用公共施設費	一四、〇〇〇			
二十二 普通水利組合	揚水施設事業費	一三、三〇〇			
二十三 揚水施設事業費		一〇、〇〇〇			

